ACSES ニュースレター_２３３６号（2022 年 6 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇上海の石油化学工場で爆発火災　1 人死亡<放送報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(折りたたみ自転車、温水洗浄便座)<消費者庁>
・刺し身食べ腹痛、胃からアニサキス摘出　大津のスーパー鮮魚売り場を営業停止<新聞報道>
・軽くあぶった鶏の刺し身食べ、客３人が下痢や発熱…カンピロバクター属菌検出<新聞報道>
・熱中症疑い小学生 4 人搬送　東京・狛江、体育の授業中<Web 報道>
・子どもの習い事のお迎え、学生にさせる　早大の教員が停職処分<新聞報道>
◇事故、事件の続報
・査読関与、禁じる規定なし　福井、千葉両大学が慎重調査<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「除毛剤を顔ひげに使わないで」若い男性の〝美容意識〟高まりトラブルも続発　湿疹やかぶれ「解約できない」という相談も<Web 報道>
・花火工場火災　適切な保安管理を行わなかった疑い　当時の取締役ら２人を書類送検　北海道小樽市<放送報道>
・サイバー対策、経営責任に　政府、行動計画 5 年ぶり改定<Web 報道>
・はじめに（労災レセプト電算処理システムの利用を検討している労災保険指定医療機関等のみなさまへ）<厚生労働省>
・労災レセプト電算処理システム<厚生労働省>
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）に対する意見募集結果及び告示の公布<総務省消防庁>
[火山噴火対策]
・警察、富士山噴火対策を本格化　降灰想定、マスク配備―専門家「複合災害に備えを」<Web 報道>
[災害後のトラブル対策]
・被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル<国民生活センター>
[福島原発事故]
・原発事故、国の責任否定　発生11年、最高裁が初判断<Web報道>／【判決骨子】国が想定外の津波、防波堤でも防げない可能性　原発訴訟<新聞報道>／原発事故で国の責任認めず 最高裁 避難者の集団訴訟で初の判断<放送報道>
・原子炉データ公表半分、一転撤回　東電の福島1～3号機、批判受け<Web報道>
[原子力施設全般]
・プルトニウム、フランスに譲渡へ　保有抑制、ふげん燃料で政府方針<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等

沙羅双樹（娑羅双樹、サラソウジュ、沙羅の木）

◇マスコミ報道
[3] 石綿健康被害救済法が改正されました〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇ジェネリック医薬品、なお 2500 品目で品薄　改善の見通し立たず〈新聞報道〉
[5] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の表示許可について〈消費者庁〉
[6] 廃棄物関係
◇無害の電子ごみも事前承諾対象に　廃棄物規制のバーゼル条約会議〈Web 報道〉
◇プラスチックを「悪者扱い」するのは危険？〈Web 報道〉
◇低環境負荷で古着のポリ繊維再生　帝人が開発、国内循環へ〈Web 報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇2020 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況について〈環境省〉
◇「環境省と株式会社ウェザーニューズによる気候変動適応の促進に関する連携協定」の締結について〈環境省〉
◇JR 東海、新幹線車両内で電圧を維持　CO2 年 1 万トン削減〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　５件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：４件
[付録]
◇原発事故で国の責任認めず 最高裁 避難者の集団訴訟で初の判断〈放送報道〉
◇プラスチック資源循環法における計画認定等に関する事業者向け説明会の開催について〈環境省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇上海の石油化学工場で爆発火災　１人死亡
＜テレ朝 news　2022 年 6 月 18 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000258414.html
　18日朝早く、中国・上海市で石油化学工場の一部が爆発し、少なくとも1人が死亡しました。
　上海市の空に立ち上る火柱と爆発音をカメラが捉えました。
　地元の消防などによりますと、午前4時半ごろ、上海市南部にある石油化学工場で爆発が起こり、工場内に火が燃え広がりました。
　この火災で、少なくとも1人が死亡したということです。
　原因は分かっていませんが、火の勢いは制御できているとしています。
　火災が起きた現場は中国最大の石油化学企業の一つである「上海石化」の工場で、地元メディアは数キロ先まで煙の臭いが広がっていると報じています。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(折りたたみ自転車、温水洗浄便座)
＜消費者庁　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029184/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220617_01.pdf
特記事項:
・株式会社アキボウが輸入した折りたたみ自転車のリコール(回収)

・東陶機器株式会社(現 TOTO 株式会社)が製造した温水洗浄便座のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
（うちエアコン１件、みじん切り器１件、電気式浴室換気乾燥暖房機１件、折りたたみ自転車１件、温水洗浄便座 1 件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うち電気炊飯器１件、バッテリー（リチウムイオン、エレキモーター用）１件、光回線終端装置（パソコン周辺機器）１件、ベビーカー１件、蒸気排出ユニット１件、換気扇（床下用）１件、ポータブル電源（リチウムイオン）１件）

・刺し身食べ腹痛、胃からアニサキス摘出　大津のスーパー鮮魚売り場を営業停止

＜京都新聞　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/815589

大津市は１６日、同市大萱６丁目のスーパー「ハッピーテラダＴＯＫＵＹＡ大津瀬田店」で調理された刺し身を食べた草津市の４０代夫婦２人が腹痛などを訴え、夫の胃から寄生虫アニサキスが摘出されたと発表した。市保健所は食中毒と判断し、鮮魚コーナーを同日から２日間営業停止処分とした。

市保健所によると、２人は１４日夜、キンメダイとヒラメの刺し身を夕食に食べた後、症状を訴えた。現在は快方に向かっているという。

・軽くあぶった鶏の刺し身食べ、客３人が下痢や発熱…カンピロバクター属菌検出

＜読売新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220615-OYT1T50211/

千葉県船橋市保健所は１５日、船橋市の飲食店で、客の男性３人が下痢や発熱の症状を訴え、うち２人からカンピロバクター属菌が検出されたと発表した。

発表によると、３人は会社の同僚と計９人で５月２４日午後７時頃、同店で軽くあぶった鶏の刺し身などを食べ、３人が同２８日朝から下痢などの症状を訴えた。入院した人はおらず、全員が回復に向かっている。同保健所はカンピロバクター属菌による食中毒と断定し、同店を１５日から３日間の営業停止処分とした。

・熱中症疑い小学生 4 人搬送　東京・狛江、体育の授業中

＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910450225684971520?c=39546741839462401

17 日午後 0 時 45 分ごろ、東京都狛江市の市立狛江第三小で児童に熱中症の疑いがあると通報があった。警視庁調布署によると、5 年生の男女 6 人が体育の授業中に体調不良を訴え、うち 4 人が病院に搬送された。いずれも意識はあり、軽症とみられる。

署によると、授業は体育館で行われ、5 年生の児童約 30 人がマスクを外してシャトルランをしていた。6 人は頭痛や過呼吸などの症状を訴えた。体育館の窓を開け換気していたという。

気象庁によると、17 日は狛江市近くの府中市で最高気温が 28.1 度に達し、25 度以上の夏日となった。

・子どもの習い事のお迎え、学生にさせる　早大の教員が停職処分

＜朝日新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6K5411Q6KUTIL021.html

早稲田大学は 17 日、学生 1 人にアカデミック・ハラスメントを行ったとして、政治経済学術院所属の教員を停職 6 カ月の懲戒処分にしたと発表した。15 日付。教員は退職したという。同大は「学生のプライバシーを保護するため」などとして、教員の役職や性別などは明らかにしていない。

同大によると、この教員は 2016 年 9 月～18 年 3 月、授業を履修していた政治経済学部の学生に対して、①教員の海外出張で同じ部屋に泊まった②私的旅行の宿泊先や自宅で同じ部屋に泊まった③教員の子どもの習い事の迎えに行かせたり、研究室に忘れたパソコンを自宅まで持ってこさせたりした――という。

学生が 21 年 3 月、大学側に相談して発覚した。同大は「セクハラは確認できなかった」としている。

◇*事故、事件の続報*

・査読関与、禁じる規定なし　福井、千葉両大学が慎重調査

＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910463805102555136?c=39546741839462401

福井大の 60 代女性教授が、国際学術誌に投稿した自分の論文の「査読」に関わったとされる問題で、福井大と、査読を担った研究者が在籍する千葉大に、査読の不正を禁じる規定が設けられていないことが 17 日、両大学への取材で分かった。両大学は調査委員会を設置し、教授らの行為が「研究不正」に当たるかどうかを慎重に調べている。

福井大教授は、子どもの脳の発達に関する研究の専門家。

文部科学省のガイドラインでは、不正行為は、データの捏造、改ざん、他の研究者からの盗用とされ、論文の二重投稿や著者の偽装などに言及があるものの、査読に関しては記載がない。

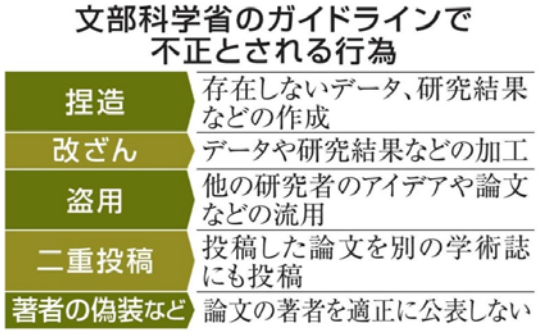

――――――――――

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・「除毛剤を顔ひげに使わないで」若い男性の〝美容意識〟高まりトラブルも続発　湿疹やかぶれ「解約できない」という相談も

＜共同通信　2022 年 6 月 19 日＞　https://nordot.app/906359929724698624?c=39546741839462401

若い男性の美容意識が高まっている。消費者庁白書によると、１５～１９歳の男性で「美容のためにお金や時間をかけたい」と答えた人は、２０２１年に７９％に上った。「自分に自信を持ちたい」「コンプレックスを解消したい」といった心理がうかがえる。ただ、脱毛エステなどは高額で手を出しにくい。そんな若者の間で人気なのが「除毛剤」だ。

手足や脇の体毛をなくすことができる。割安な一方で、トラブルも多発。消費生活センターなどに寄せられる商品・サービス別の相談では、１５～１９歳の男性で最も多い。「体質に合わない」「解約できない」といったトラブルのほか、意外と多いのが「顔に塗ったら湿疹やかぶれが出た」。ひげの除毛に試したとみられ、消費者庁は顔に使わないよう、注意を呼びかけている。

７日に閣議決定された２２年版消費者白書によると、２１年に１５～１９歳の男性から寄せられた商品やサービスに関する相談では、除毛剤が約１１％。インターネットゲームや出会い系サイト・アプリなどを抑え１位だ。１９年、２０年も１位。年代別に見ても、除毛剤で何らかの症状が出たという相談者の６割超は１０～２０代だ。

▽お試しのつもりが

２１年５月、ＳＮＳを見て購入した除毛クリームを使った２０代の男性は、発疹が出てしまった。定期購入だったため、中途解約しようと思って連絡すると、「５回購入が条件です」と断られたという。

除毛剤に限らず、インターネット通販やネット広告経由での買い物では、「お試し」のつもりで購入したのに、実は定期購入だったり、解約したくても電話がつながらなかったりといったトラブルが多い。

特徴は、初回購入代として提示される金額が千円前後と安価であること。気軽に手を伸ばした結果、２回目以降は通常額に戻るなどし、契約が数万円単位になるケースもある。

ただ、６月１日に施行された改正特定商取引法は、ネット上の通信販売サイトなどの事業者に対し、契約内容や解約方法を最終確認画面で利用者に明示するよう求めた。

利用者を誤認させるような表示があった場合、契約を取り消せる可能性もあるが、消費者庁の担当者は「まずは『お試し』の文言につられず、購入前に契約内容をよく確認すること」と注意を促した。

▽顔には使わないで

トラブルは契約関連だけでなく、使用時にも。除毛剤が肌に合わなかったり、使用方法を間違えたりして、発疹やかぶれが出る場合がある。

医薬部外品に分類されており、顔面や傷がある部位には使用しないよう「使用上の注意」に記載されている。しかし、１７～２１年に男性から寄せられた相談で「何らかの症状が出た」のは３２７件。そのうち「顔面」が７５件と約２割に上った。

消費者庁は（1）肌に合うかどうか事前にテストする（2）顔には使わない―と呼びかけている。

▽購入はより慎重に

契約過程に問題があった場合に、契約を取り消せる可能性があることは前述の通り。それ以前に、未成年であれば親に無断で結んだ契約を後になって破棄できる「未成年者取り消し権」がある。

ただ、気をつけないといけないのは４月から成人年齢が引き下げられたため、１８歳と１９歳はこの取り消し権の対象から外れたこと。除毛剤は直接肌に触れるものでもあり、購入の際はより慎重に検討してほしい。

・花火工場火災　適切な保安管理を行わなかった疑い　当時の取締役ら２人を書類送検　北海道小樽市

＜HBC 北海道放送　2022 年 6 月 14 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/cc4bf9a061e5fc8117bc9cc96f18190772e14d99

去年 10 月、北海道小樽市の花火工場で起きた火災で、警察は適切な保安管理を行わなかったなどとして、当時の取締役ら２人を業務上過失傷害の疑いで書類送検しました。

業務上過失傷害の疑いで書類送検されたのは、小樽の花火製造会社の元取締役の 60 代男性と元従業員の 40 代男性です。

２人は去年 10 月、小樽市真栄の花火工場で適切な保安管理を行わずに、花火を発火・爆発させて、40 代の男性従業員にけがをさせた疑いが持たれています。

この火災では、書類送検された２人もけがをしました。

警察によりますと、元従業員の男性が通常の花火の点検に必要な「モジュール」と呼ばれる電流管理装置を使わずに作業したため、爆発が起きたということです。

・サイバー対策、経営責任に　政府、行動計画５年ぶり改定

＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910323682529705984?c=39546741839462401

政府は 17 日、サイバーセキュリティ戦略本部会合を首相官邸で開き、通信や電力、鉄道といった重要インフラ事業者の防護対策に関する新たな行動計画を決定した。5 年ぶりの改定となる。不適切な対策で損害が生じた場合は「経営陣は賠償責任を問われ得る」と明記し、企業経営者の責任を明確化した。

ロシアのウクライナ侵攻でサイバー攻撃の脅威が高まる中、重要インフラの障害につながるサプライチェーン（供給網）のリスク管理も求めた。

牧島かれんデジタル相は重要インフラの防護に関し「国際情勢を踏まえ、重要性は増している」と記者団に述べ、対策を強化する考えを示した。

・はじめに（労災レセプト電算処理システムの利用を検討している労災保険指定医療機関等のみなさまへ）

＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nXijW_2bf5ITGp4PY

・労災レセプト電算処理システム

＜厚生労働省　2022年6月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-x7FPZv9GfR1fP9pY

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）に対する意見募集結果及び告示の公布

＜総務省消防庁　2022 年 6 月 17 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/07d8a076834e5c118f673a8a2b872afd30148a53.pdf

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）について、令和４年５月 26 日から令和４年６月２日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、２件の御意見がありました。

この結果を踏まえて、本日、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設」を公布しましたのでお知らせします。

１ 内容

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年法律第 45 号。以下、「改正法」という。）では、地方防災会議等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされています。

「政令で定めるもの」について、現在改正を進めている政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」と明確化する予定であることから、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定するものです。

２ 意見公募の結果

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）について、令和４年５月 26 日から令和４年６月２日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、２件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

３ 告示の公布

消防庁では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和４年総務省告示第 200 号）」を令和４年６月 17 日に公布しました。

・告示の概要 別紙２
・告示の本文 別紙３

別紙２

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設について

令和４年 ６ 月
消防庁 防 災 課

【告示制定の趣旨】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）の改正及びこれに伴う日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号）の一部改正に伴い、所要の告示を定めるものである。

【告示制定の内容】

改正法では、地方防災会議等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるもの
の整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」について、現在改正を進めている政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」と明確化する予定であることから、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

【施行期日】 令和４年６月 17 日から施行する。

別紙３ ○総務省告示第 200 号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（総務省告示第200号）〈官報〉 ―ACSES-NL_2335_20220617 に掲載 ＜ACSES事務局＞―

[火山噴火対策]

・警察、富士山噴火対策を本格化　降灰想定、マスク配備―専門家「複合災害に備えを」

＜時事ドットコム　2022 年 6 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022061800321&g=soc

警察庁が富士山の噴火対策を本格化させていることが１８日、分かった。富士山周辺に加え、首都圏でも火山灰が降ることを想定し、粉じん防護マスクなどを購入して各地の警察に配備する。専門家は「巨大地震後に噴火が起きるなどの複合災害に対する備えが必要だ」と強調する。

政府の中央防災会議の作業部会は２０２０年４月、富士山噴火を想定した火山灰対策をまとめた。１７０７年の宝永噴火と同様の風向きでは首都圏に降灰し、車の通行不能や停電などが起きる可能性があるとして、関係機関に対策を検討するよう求めた。

国家公安委員会と警察庁は２１年６月、防災業務計画を修正し、火山灰対策として装備資機材の整備を初めて明記。同年度補正予算で粉じん防護マスク約９万５０００個と災害活動用ゴーグル約６０００個などの購入費として約２７００万円を計上し、首都圏や活火山のある２８の都道県警察に配備する。

同庁は、火山噴火時に救助や避難誘導などで活動する警察官は応援部隊を含め約３万６０００人と見積もる。２３年度以降もマスクとゴーグルの配備を進める方針だ。

各地の警察が独自で資機材を整備する動きもある。神奈川県警は道路に降り積もった灰を除去できる重機の「ホイールローダー」２台を保有する。警視庁は停電時に使用する発電機を増やした。

神奈川、山梨、静岡各県警は富士山噴火を想定した訓練を実施し、マニュアルなどもある。ただ、警察庁には具体的な警備計画がまだなく、担当者は「今後策定する」としている。

防災システム研究所の山村武彦所長は「防災では想定にとらわれずに『悲観的』に準備することが大事で、警察は富士山噴火の影響が長期になることを覚悟して資機材を備蓄すべきだ」と指摘。「現場の警察官に噴火で何が起こるか教えることや住民との情報共有も大事となる。巨大地震などと連続して起きる複合災害も想定しておくべきだ」と語った。

[災害後のトラブル対策]

・被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル

＜国民生活センター　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_1.html

近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。

自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災地域では、多くの相談が寄せられています。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

そこで、災害に関連した消費者トラブルとして、特に多く寄せられる住宅の修理トラブルについてまとめました。事前に知っておいて、こうした消費者トラブルにあわないように注意してください。

相談事例

住宅修理の強引な勧誘

【事例 1】

「すぐに直さなければ雨漏りする」と 2 時間以上、執拗（しつよう）に工事を勧めてきた

不安をあおられて結ぶ高額な契約

【事例 2】

「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて屋根修理工事を契約した

【事例 3】

外壁修理工事を契約した事業者から「今度大きな地震が来ると倒壊する可能性がある」と不安をあおられて解体工事を契約したが、見積金額より高い工事費になった

住宅の杜撰（ずさん）な修理工事

【事例 4】

塗装工事の内容が杜撰でやり直しが必要なうえ、工事完了も大幅に遅れている

公的機関からの委託を受けたと称し、点検に来る

【事例 5】
　県の防災部署から委託されていると電話があり、県に確認すると無関係だった
保険金が使えると勧誘する住宅修理サービス
【事例 6】
　先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をした
【事例 7】
　台風で壊れたのであれば自己負担なく修理できると訪問を受けた
アドバイス
契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討してください
不安をあおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じずに特に注意しましょう
契約する際には、工期や費用を十分確認しましょう
「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧誘されたら要注意！
請求期限が迫っている等の勧誘をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう
訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます
相談窓口
おかしい！困った！と思ったら、早めに相談しましょう
消費者ホットライン
電話番号
「188（いやや！）」番
　最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センター等に相談ください。
住まいるダイヤル
電話番号
「0570-016-100」または「03-3556-5147」
受付時間
10 時～17 時（土曜、日曜、祝日休日、年末年始を除く）
　公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、住宅に関する様々な相談に対応しています。リフォームの見積書に関する相談についても、住まいるダイヤルにご相談ください。
――――――――――――――――――

[福島原発事故]

・<u>原発事故、国の責任否定　発生 11 年、最高裁が初判断</u>

＜共同通信　2022 年 6 月 18 日＞　https://nordot.app/910403261712498688?c=39546741839462401

　東京電力福島第 1 原発事故で避難した住民らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、最高裁第 2 小法廷（菅野博之裁判長）は 17 日、国の賠償責任を認めない判決を言い渡した。最高裁として初めての判断。未曽有の原子力災害から 11 年余りを経て、東電を規制する立場だった国の法的責任の有無について事実上の決着がついた。後続の関連訴訟への影響は大きい。

判決は、2008 年に東電が試算した津波と実際の津波は規模も方角も異なり「仮に国が規制権限を行使し東電に必要な措置を命じていても、津波による大量の浸水を防ぐことができなかった可能性が高い」と指摘した。

原発避難者4訴訟で国の責任を巡る裁判所の判断

○…国の責任認める ×…国の責任認めず

	一審	二審	最高裁
福島訴訟	福島地裁 ○	仙台高裁 ○	
群馬訴訟	前橋地裁 ○	東京高裁 ×	×
千葉訴訟	千葉地裁 ×	東京高裁 ○	
愛媛訴訟	松山地裁 ○	高松高裁 ○	

―――

・【判決骨子】国が想定外の津波、防波堤でも防げない可能性　原発訴訟
＜朝日新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6K56MKQ6KUTIL01T.html
---
・原発事故で国の責任認めず 最高裁 避難者の集団訴訟で初の判断　------＞ *末尾［付録］*
＜NHK　2022年6月17日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220617/.html
---

・原子炉データ公表半分、一転撤回　東電の福島1～3号機、批判受け
＜共同通信　2022年6月18日＞　https://nordot.app/910790374480429056?c=39546741839462401
東京電力は、福島第1原発1～3号機の原子炉格納容器の水位や周辺の温度など、メルトダウン（炉心溶融）を起こした各号機の監視に必要なデータの公表項目を、6月になって突然半分程度に減らした。記者会見で批判を受け、一転して従来通りの公表を続ける方針を示したが、情報公開に対する意識の低さに疑問の声が上がる。
項目を減らしたのは「プラントパラメータ」と呼ばれるデータ。従来1～6時間ごとにホームページで公表していた223項目のうち半数超を取りやめた。13日に「不親切な部分があった」として撤回し、計器故障などが確認された項目を除き、従来通りの公表を16日から再開した。

［原子力施設全般］

・プルトニウム、フランスに譲渡へ　保有抑制、ふげん燃料で政府方針
＜共同通信　2022 年 6 月 19 日＞　https://nordot.app/911233839228043264?c=39546741839462401
日本原子力研究開発機構の新型転換炉ふげん（福井県、廃炉作業中）の使用済み核燃料をフランスで再処理してプルトニウムを取り出し、それをフランス側に引き取ってもらう方針を同機構や政府が固めたことが 19 日、関係者への取材で分かった。
日本はプルトニウムを利用する政策を堅持しており、有用な資源とするプルトニウムの外国への譲渡は異例の対応。再処理で発生する高レベル放射性廃棄物は日本に持ち帰る。　プルトニウムは核兵器の材料にもなり、政府は保有量を削減する方針。ふげん燃料のプルトニウムは「使い道がない」（関係者）ため、保有量が増えないよう譲り渡すことになったとみられる。

****

[2] ***［特集］新型コロナウイルス感染症***

［状況］

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年6月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26329.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年６月19日版）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26328.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l3KpUfeRdZgZEIsFY

◇ネコのくしゃみで人にコロナ感染　タイ南部で初めて確認
＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910332244854882304?c=39546741839462401
タイのプリンス・オブ・ソンクラー大学は 17 日までに、南部ソンクラー県で、新型コロナウイルスがネコを介して人間に感染したケースが確認されたとする研究結果をまとめた。研究チームはネコから人への新型コロナ感染が確認されたのは初めてとしている。
研究によると、2021 年 8 月にバンコク在住の父子が新型コロナに感染。ソンクラー県の病院に入院し、その時連れていた飼い猫も検査のため動物病院に送られた。検体を採取する際にネコが女性獣医師（32）に向かってくしゃみをしたといい、獣医師は数日後に感染が確認された。ネコの検査結果も陽性だった。

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1KJcdexVbg5MLYlY
・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=cZRPtxF3k37_9mjjY
・新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き　第 7.2 版 を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Degzy2OL7wKDihefY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2a9ReOFYYwNBJgRY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zyrxCa_JLcBBSNFdY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n3qhWf-ZfZARGIoNY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・現行ワクチン、変異株にも有効　WHO、接種率向上求める
＜共同通信　2022 年 6 月 18 日＞　https://nordot.app/910557568362708992?c=39546741839462401
　【ジュネーブ共同】世界保健機関（WHO）は 17 日、現行の新型コロナワクチンは、オミクロン株やその派生型の重症化防止や死亡率低下にも極めて有効だとして、接種率の向上に引き続き取り組むよう求める声明を発表した。特に追加接種は効果が大きいとして推奨している。
　現在使われているワクチンは、初期に中国で流行したコロナウイルスを基に開発されており、1～2 回で接種完了となる。昨年 11 月に「懸念される変異株（VOC）」に指定されたオミクロン株には、通常の接種では他の VOC と比較して重症化防止効果が低かったが、追加接種するとこれまでと同様の高い効果が確認されたとしている。

・コロナ無料検査、8 月末まで延長　政府、夏休み利用見込む
＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910370296781488128?c=39546741839462401
　政府は 17 日、今月末まで実施予定だった新型コロナウイルスの無料検査事業を、8 月末まで延長すると発表した。
　対象は 3 回目のワクチン接種が終わっていない無症状者のほか、帰省やイベント参加などの社会経済活動で検査が必要な場合も含まれる。政府は検査キットを十分確保できるとしており、夏休みなど移動の増える時期の利用を見込んでいる。
　無料検査は、行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」での活用を見据えて始めた。パッケージは現在一時停止中で、まん延防止等重点措置も解除されている。

・ワクチン 16 万回が廃棄の兵庫 「ほぼゼロ」の尼崎市、開業医が奮闘
＜毎日新聞　2022 年 6 月 19 日＞https://mainichi.jp/articles/20220619/k00/00m/040/036000c
---

◇コロナ対応「備え不十分」　厚労相が陳謝
＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910341929261465600
　後藤茂之厚生労働相は 17 日の記者会見で、政府が感染症の司令塔機能強化策を決定したことに関連し、「これまでの新型コロナウイルス対応について反省すべきさまざまな課題があった。医療提供体制の構築について、平時から備えておく枠組みが不十分だった」と陳謝した。
　後藤氏は「危機時に病床を確保する対応や、地域で個々の医療機関が果たす役割が具体化されていなかった」とした。結果、病床が逼迫し、治療が遅れて、重症化する人や自宅療養中に亡くなる人が出る事態になったと述べた。

◇「新しい生活様式」の定着が石けん類に与えた影響（コロナ禍の清潔に関する財の動向）【METI ジャーナルオンライン】
＜経済産業省　2022 年 6 月 17 日＞　https://journal.meti.go.jp/p/21936/
****

[3] 石綿健康被害救済法が改正されました

＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q06VbcutSaQlLKk5Y
令和４年６月 17 日、改正石綿健康被害救済法が公布されました。＊

＊ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第 72 号）
［官報］ 令和 4 年 6 月 17 日　号外　第 129 号　91 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290091f.html
―ACSES-NL_2335_20220617（前号に掲載　＜ACSES 事務局―

その基本的なポイントを見てみましょう。

○　**石綿（アスベスト）とは？**

石綿には、白石綿、青石綿、茶石綿等の種類があり、建築材料、ビニール床タイル、ペイント塗料等の使用方法があります。

○　**石綿による健康被害とは？**

・　石綿により、仕事中に接触した労働者だけでなく、労働者が持ち帰った作業着等に付いた石綿を吸い込んだ家族なども病気になることがあります。

・　石綿による病気には、中皮腫や肺がん等があり、非常に長い期間が経ってから発症すること、どのような状況で石綿を吸い込んだのか明らかにすることが難しいこと等の特徴があります。

＜参考＞

・　石綿にさらされる作業に従事していたのでは？と心配されている方へ
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/

・　石綿にさらされているかどうかについての相談窓口のご案内
アスベスト疾患センター　http://www.rofuku.go.jp/jigyogaiyo/sisetuitiran4.html
産業保健推進センター　http://www.rofuku.go.jp/jigyogaiyo/sisetuitiran2.html
都道府県保健所

○　**石綿健康被害救済法とは？**

・　石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために、石綿健康被害救済法が制定され、平成 18 年３月 27 日から施行されました。

・　この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給される※１とともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金※２が支給されます。

※１：労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っています。詳しくはこちらをご覧ください。
http://www.erca.go.jp/asbestos/

※２：特別遺族給付金（改正前）

・　特別遺族給付金とは、石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日（平成 18 年３月 26 日。今回の改正により令和８年３月 26 日まで拡大。）までに亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（５年）によって消滅していた場合にその請求に基づき支給されるものです。

・　特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。特別遺族年金は原則年額 240 万円、特別遺族一時金は 1,200 万円ですが、令和４年３月 27 日が請求期限となっていた（今回の改正により令和 14 年３月 27 日まで延長。）ところです。

○　**石綿健康被害救済法の改正のポイントは？**

・　石綿によって健康被害を受けた方々の救済を充実するために、石綿健康被害救済法が改正され、令和４年６

月 17 日に施行されました。

・　この改正により、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されました。

＜改正の具体的内容＞

（１）　特別遺族給付金の請求期限の延長

現行：令和４年３月 27 日まで	⇨ （10 年延長）	改正後：令和 14 年３月 27 日まで

（２）　特別遺族給付金の支給対象の拡大

現行：平成 28 年３月 26 日までに亡くなった労働者のご遺族の方※
⇩
改正後：令和８年３月 26 日までに亡くなった労働者のご遺族の方※

※労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（５年）によって消滅した場合に限られます。

【労働者の亡くなった時期による支給対象範囲】（橙色部分）

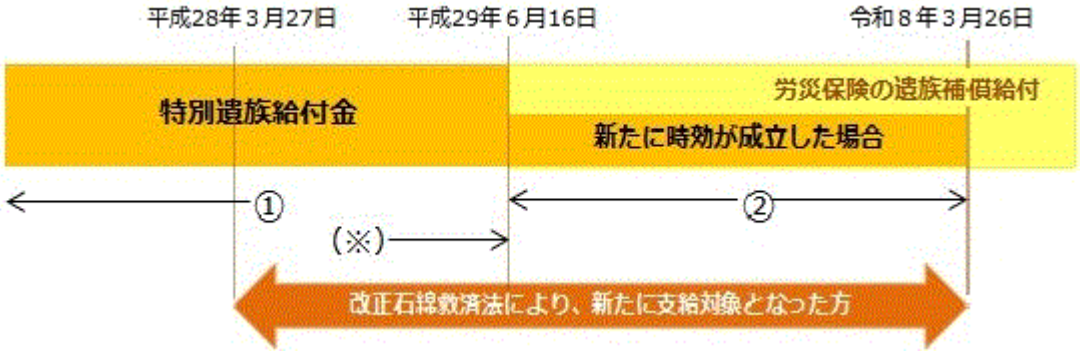

（１）平成 29 年６月 16 日までに亡くなった場合

●改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

（※特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成 28 年３月 27 日から平成 29 年６月 16 日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。）

（２）平成 29 年６月 17 日から令和８年３月 26 日までに亡くなった場合

●労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行ってください。

●ただし、改正石綿救済法の施行日（令和４年６月 17 日）以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から５年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

●なお、令和８年３月 27 日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

○　お問い合わせ　　厚生労働省労働基準局労災管理課

****

[4] ***医薬品***

◇ジェネリック医薬品、なお 2500 品目で品薄　改善の見通し立たず

＜朝日新聞　2022 年６月 19 日＞ https://www.asahi.com/articles/ASQ6M5KGXQ6MULFA007.html

価格の安いジェネリック医薬品（後発薬）の品薄が長引いている。業界団体の調査では現在も出荷が滞っているものは約 2500 品目あり、後発薬全体の約３分の１にのぼる。不足は一部の先発薬にも及んでおり、影響は深刻になっている。製薬会社は増産などに取り組むが解消の見通しは立っていない。

後発薬メーカー37 社でつくる日本ジェネリック製薬協会によると、品切れや出荷停止、出荷量が減るなどの品目は６月 14 日時点で 2517 あった。協会長として５月に会見した高田製薬（さいたま市）の高田浩樹社長は「多

くの品目で供給不安が続きご迷惑をおかけしています」と陳謝した。
　昨年 12 月時点では後発薬を中心に約 3100 品目が品薄だった。厚生労働省は業界団体「日本製薬団体連合会」に増産などを呼びかける通知を出した。それから半年たったが改善は思うように進んでいない。
　薬の不足は多くの患者や医療現場にとって負担となっている。飲み慣れた薬が手に入らず別のものに切り替えたことで、効果が十分に出なかったり、副作用が生じたりする可能性がある。後発品から先発品に戻せば医療費が増えることも考えられる。病院の担当者が薬の確保のため、何度も交渉する事例もある。
■後発薬メーカーの不正、影響
****
[5] ***食品安全衛生関係***
◇特別用途食品の表示許可について
＜消費者庁　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029147/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20220617_03.pdf
表示許可された特別用途食品
　　区分：特別用途食品　個別評価型病者用食品
　　商品名：オーエスワン　アップル風味（OS-1　アップル風味）
　　申請者：株式会社大塚製薬工場
****
[6] ***廃棄物関係***
◇無害の電子ごみも事前承諾対象に　廃棄物規制のバーゼル条約会議
＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910507197822664704?c=39546741839462401
　スイス・ジュネーブで開かれた有害な廃棄物の国際的な移動を規制するバーゼル条約の締約国会議は 17 日、携帯電話やパソコンなどの「電子ごみ」について、従来対象となってきた有害物質を含むものだけでなく、無害なものについても受け入れ国や通過国の事前承諾を義務付ける条約付属書改正案を承認し、閉幕した。
　条約事務局は今回の改正で、発展途上国が望まない形で廃棄物を押しつけられるのを防ぐとともに、先進国で最新技術を用いて資源回収が進むことを期待している。電子機器には金や銅などの有価物が含まれる一方、水銀や鉛などの有害物質も含まれることが多い。

◇プラスチックを「悪者扱い」するのは危険？
＜Forbes JAPAN　2022 年 6 月 17 日＞　https://forbesjapan.com/articles/detail/48194
20 世紀最大の発明とも言われるプラスチック。軽くて丈夫で加工しやすいという優れた特性から、瞬く間に世界中に普及した。
しかし、主な原料は化石燃料の石油であり、丈夫さゆえに自然環境で分解されるまでに長い年月を要することから、今では気候変動や海洋汚染といった問題の要因として槍玉に挙げられている。
日本を含む世界各国でプラスチックの規制が進み、社会はプラスチックを諸悪の根源のように扱っているが、本当にそれで根本的な問題解決につながるのだろうか。
あえてプラスチックのポジティブな側面に目を向けることで、問題の本質に迫る。
■プラスチック問題の現状
まずはプラスチック問題の現状を見てみよう。
今までに約 83 億トンを超えるプラスチックが生産され、そのうちの 63 億トン以上がごみとして廃棄されたが、いまだにたった 9%しかリサイクルされておらず、79%は手つかずの状態となっている。
毎年約 800 万トンものプラスチックが海に流れ出ており、地球の海を漂うプラスチックは合計で 1.5 億トン。
このままでは、2050 年までに海洋プラスチックの総重量が魚の総重量を超えると予測されている。
増加し続けるプラスチックによって地球が危機的状況にあり、世界中で対策が急がれているのだ。
■なぜプラスチックが生まれたのか
一説によると、プラスチックが初めて実用化されたのは、ビリヤードの玉だといわれている。
当時ビリヤードの球は象牙からできており、毎年少なくとも 45 万 3000kg もの象牙が消費されていた。

象の絶滅を心配した会社が賞金１万ドルをかけて代替素材を公募した際、印刷工ジョン・ウェズリー・ハイアットが最初の工業用プラスチック「セルロイド」を発明。
もともとは「象を守るため」という動物愛護的な理由で開発された素材なのだ。

■新型コロナウイルスの感染防止に活躍

新型コロナウイルスの感染防止のために用いられるマスク、フェイスガード、アクリル板、テイクアウト用の容器などは、ほとんどがプラスチックを原料としている。
コロナ禍には世界中で毎月およそ 1290 億枚の使い捨てマスクと 650 億枚の使い捨て手袋が利用され､環境汚染が課題となっているが、それだけ感染防止の役に立っていると捉えることもできるだろう。
私たちの衛生環境を守るには欠かせない存在なのだ。

レジ袋はエコバックよりエコ？

日本では 2020 年 7 月から有料化されたレジ袋。
脱プラスチックの意識が高まり、エコバッグを持ち歩く人は増えたが、実はレジ袋のほうがエコだとする研究もある。
イギリスの環境庁の研究で、コットン製バッグの場合、レジ袋より温暖化リスクを小さくするためには 131 回以上使う必要があるという結果が出たのだ。これはレジ袋を再利用しない前提で算出した数値であるため、実際はさらに多くなる。
また、ポリプロピレン製の不織布バッグであれば、11 回以上使用すればレジ袋より環境負荷が小さくなることがわかった。
もっとも、海洋プラスチック問題への影響を考慮するとどちらのほうが環境に優しいと言い切ることはできないが、温暖化への影響のみを考えるのであればプラスチックはエコであると言える。

■食品ロスの削減に貢献

プラスチックは食品ロスの削減にも貢献している。
プラスチックの包装容器は食品の腐敗を防ぐ効果があり、賞味期限を長くできるのだ。
世界全体でみると、作られた食べ物の 1/3 が食べられることなく腐敗して埋め立てられ、メタンガスを放出している。
日本では捨てられた食品は処理工場に運ばれ可燃ごみとして処分されるが、運搬や焼却の際に二酸化炭素を排出し、焼却後の灰の埋め立ても環境負荷につながる。
また、プラスチック包装は密閉性が高いため、食中毒のリスクを減らすことができる。

■代替品にも問題がある

近年、プラスチックの代わりにさまざまな素材が用いられているが、ほとんどの場合は代替品にも何かしら問題がある。
例えば、容器やストローに使われている紙は再利用が難しく、需要が高まることで森林破壊につながる可能性があり、衣服の素材となるコットンは、生産過程で大量の水と農薬を使用する。
かつては象の乱獲を防いだプラスチックが、大量に使われるようになったことで環境を汚染しているように、どの素材もバランスを考えて使わなければならないのだ。

■真の悪者は大量生産・大量消費

私はこの記事を通してプラスチックの使用を推進したいわけではない。
プラスチックを悪者扱いすると問題が矮小化することを伝え、無駄な消費を見直すきっかけを与えたいのだ。
「紙だから」「竹だから」という理由で無駄に使い捨てしていては本末転倒である。
使えば使うほど環境が良くなる夢の素材が発明されない限り、大量生産・大量消費社会は地球を破滅へと導く。
常に新しいものを求めるのではなく、今あるものに目を向け、足るを知ることが大切なのだ。

私たちにできること

「紙だから」「竹だから」という理由で無駄に使い捨てしていては本末転倒である。 使えば使うほど環境が良くなる夢の素材が発明されない限り、大量生産・大量消費社会は地球を破滅へと導く。 常に新しいものを求めるのではなく、今あるものに目を向け、足るを知ることが大切なのだ。

■私たちにできること

地球の未来に危機感を覚える人が増え、ごみをゼロにすることを目標に生活する「ゼロ・ウェイスト」という考え方が広まっている。
日本は１人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量が世界２位であり、完全に避けることは難しいかもしれないが、少しずつできることから始めていけば未来は変えられる。
最も大切なのは「本当に気に入ったものしか買わない」こと。
１つ１つのものを丁寧に選び、愛着を持ってできる限り長く使っていこう。

【参考】

・Kurzgesagt
・GREENPEACE「人類がこれまで作ったすべてのプラスチックがまだ地球上に存在している」
・GREENPEACE「プラスチックの使い捨てマスク、世界で毎月 1290 億枚…健康と環境を守るには？」
・環境省
・農林水産省
・イギリス環境庁

※この記事は、2022 年５月にリリースされた「エシカルな暮らし」からの転載です。

◇低環境負荷で古着のポリ繊維再生　帝人が開発、国内循環へ

＜共同通信　2022 年６月 18 日＞　https://nordot.app/910784148488863744

帝人フロンティア（大阪市）は、古着に含まれるポリエステル繊維を、環境負荷が少なく低コストで再生する新技術を開発した。環境規制の強化によって中国へのリサイクル原料の輸出ができなくなっており、新技術の実用化を急ぐことで国内でリサイクルする仕組みの構築を図る。

同社は日本で集めた古着を再生するため、工程の一部を中国で処理していたが、中国は 2017 年末から廃棄物由来原料の輸出入規制を導入。同社も日本での古着回収を中断せざるを得なくなった。

****

[7] *温暖化対策関係*

◇2020 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況について

＜環境省　2022 年６月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/111120.html

令和４年６月 17 日(金)に、「地球温暖化対策推進本部」を持ち回りにより開催し、「2020 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況」を取りまとめました。

１．今回の点検について

2020 年度における「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定。以下「計画」という。）に掲げられた対策・施策の進捗状況の点検は、計画に定める進捗管理の方法に基づき実施し、地球温暖化対策推進本部として取りまとめるものです。

２．対策・施策の進捗状況

計画に掲げられた各対策・施策について、2030 年度の目標水準や見込み等に照らした実績等は以下のとおりでした。

① 低炭素社会実行計画の実施（業種数：115）

Ａ．実績が目標水準を上回る	58 業種
Ｂ．実績が基準年度比/BAU 比で削減しているが、目標水準は下回る	42 業種
Ｃ．実績が目標水準を下回り、かつ、基準年度比/BAU 比で増加	8 業種
Ｄ．データ未集計（新規策定・目標水準変更・集計方法の見直し等）	4 業種
Ｅ．目標未設定	3 業種

② 各府省庁の対策・施策（対策・施策数：115）

Ａ．このまま取組を続ければ目標水準を上回ると考えられる対策のうち、実績が既に目標水準を上回るもの	6 件
Ｂ．このまま取組を続ければ目標水準を上回ると考えられる対策（Ａ．を除く）	15 件
Ｃ．このまま取組を続ければ目標水準と同等程度になると考えられる対策	66 件

D．取組がこのままの場合には目標水準を下回ると考えられる対策　　21 件
E．その他定量的なデータが得られないもの等　　7 件
（参考）我が国の 2020 年度における温室効果ガスの排出・吸収量（確報値）
我が国の温室効果ガスの総排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、11 億 600 万トン（二酸化炭素換算。以下同じ。）であり、前年度から 6,000 万トン減少、2013 年度の総排出量と比べて、21.5%減少しました。2020 年度の排出量が前年度の排出量と比べて減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量、旅客輸送量及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられます。
３．今後について
今回の点検を踏まえ、今後、以下の取組などを進めます。
① 計画の目標達成に向けては、毎年度の温室効果ガス排出量や今回の点検結果も踏まえ、同計画に掲げられた対策・施策を一層推進していく。
② 計画の進捗状況については、毎年度の温室効果ガス排出量や今回の点検結果も踏まえながら、引き続き、厳格な点検を行う。

◇「環境省と株式会社ウェザーニューズによる気候変動適応の促進に関する連携協定」の締結について
＜環境省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/111182.html
連携の具体的内容
・気候変動適応の取組内容の認知度（気候変動適応という言葉、取組ともに知っている国民の割合）の向上の取組
・日本国内及びアジア太平洋地域における気候リスク情報の整備・提供の促進に向けた取組（気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）及びアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）への貢献）
・日本国内及びアジア太平洋地域における防災・減災や自然生態系の保全を確保する自然資本の持続可能な利用の検討
・その他、熱中症対策を含む気候変動適応の取組の促進に向けた継続的な協議

◇JR 東海、新幹線車両内で電圧を維持　CO2 年 1 万トン削減
＜日経新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOFD167HF0W2A610C2000000/
JR 東海は走行中の新幹線の電圧を維持するための装置を車両内に搭載できる技術を開発した。沿線にある「電力補償装置」などで電圧を保っているが、車両で電圧の低下を抑えられるようになり、同装置や変電所の削減につながる。東海道新幹線の全編成に導入すれば、年 1 万トンの二酸化炭素（CO2）を減らせるという。
電圧を維持するためにはもともと新幹線に備え付けられた装置を大きくする必要があり、車両に搭載できなくなる...
****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第２回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会を開催します　　6 月 29 日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zSjzC63LL8JDSspfY
（１）「大麻の適切な利用の推進」
（２）「適切な栽培及び管理の徹底」
（３）「議題のまとめ」
・プラスチック資源循環法における計画認定等に関する事業者向け説明会の開催について
＜環境省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/111175.html
・令和４年度第１回温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について　　6 月 28 日
＜環境省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/111186.html
令和４年度の検討内容について
・第１回「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」を開催します　　6 月 20 日

＜経済産業省　2022 年 6 月 17 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220617002/20220617002.html?from=mj
1. 航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会の設置について
2. グリーン成長戦略を踏まえた新技術の社会実装に向けた取組について
3. 各構成員からの取組説明
4. 今後の検討体制・スケジュール
5. 自由討議
・第３回　教育イノベーション小委員会　　6 月 23 日
＜経済産業省　2022 年 6 月 17 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45946
　　提言案について
****

[9] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・小児の原因不明の急性肝炎について（令和 4 年 6 月 17 日）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Xbhjmz1bv1LT2lLPY
――――――

・「サル痘」感染、2 千人超す　欧米中心に拡大続く
＜共同通信　2022 年 6 月 18 日＞　https://nordot.app/910888339991707648?c=39546741839462401

◇*その他*

・「科学を元気に」若手研究者ら団体設立　環境改善の声、政治に届ける
＜朝日新聞　2022 年 6 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6K6FBBQ68ULBH00F.html
　社会や行政、政治との対話を通じて日本の科学を「元気に」しようと、若手科学者らが NPO を立ち上げ、都内で 18 日、総会を開く。日本の科学の目下最大の課題は研究力の回復だ。科学者や科学を支援する様々な人たちの声を集め、研究環境の改善などの政策提言を行っていく。いわゆる「学術会議問題」などで、ぎくしゃくする学術と政治・行政の関係を改善させる思惑もある。
　NPO は「日本科学振興協会」(JAAS=小野悠、馬場基彰代表理事)。設立には準備委員会の委員約 200 人が関わり、賛同する人は約 800 人に上る。賛同者は大学などの研究者が 38%、学生が 12%、そのほかは企業や自営業、メディア関係者など多彩だ。委員の半分が 30 歳代以下と若い。人文科学、理学、工学などの幅広い分野の研究者や企業研究者もおり、現在は会員を広く募集している。
　総会では、研究環境の改善のほか、基礎研究を応用に結びつけるイノベーションのあり方などをめぐるパネル討論が行われる予定で、日本学術会議の梶田隆章会長ら科学界の大御所のほか、政界からは自民党の船田元衆院議員らが参加、立憲民主党の泉健太代表もメッセージを寄せる。
　京都大で物理学を研究する馬場基彰代表理事によると、設立は 4 年前、委員の 1 人が研究現場の実情や問題意識を自民党の「科学技術基本問題小委員会」の関係者にメールしたのがきっかけという。「研究制度の改善のため、もっと多くの声を政治家に届けてほしい」という返信を受け取った。政治の側にも「危機感」を持つ人たちがいることを知り、知人らに声をかけ、賛同する若手科学者が集まった。
　協会が活動のお手本とするの…

・お茶大に、性差考慮する研究拠点　ジェンダード・イノベーションで
＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910427061347811328?c=39546741839462401
　科学研究や技術開発で性差を考慮し、偏りの解消を促す国内初の研究拠点「ジェンダード・イノベーション研究所」が、お茶の水女子大に設立され、記念イベントが 17 日、東京都文京区のキャンパスで開かれた。
　ジェンダード・イノベーションは、性差を適切に考慮した研究開発によって、より良い製品やサービスを生み出そうとする考え方。2005 年ごろから欧米で広まった。雄を多く使った動物実験や成人男性をモデルにした自動

車の衝突実験などによって、女性に不具合な製品がつくられたとの指摘がある。日本は女性研究者の割合が先進国で最低レベルとの課題もある。

研究拠点は今年４月にオープン。

・京大創立125周年、ゆかりのノーベル賞受賞者が講演

＜朝日新聞　2022年6月19日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6L6S0MQ6KPLZB00T.html

京都大学は18日、創立125周年を迎えた。ロームシアター京都（京都市左京区）で大学とゆかりの深い歴代ノーベル賞受賞者が出演する記念フォーラムなどの記念行事が開かれた。

フォーラムに参加したのは、利根川進（1987年医学生理学賞）▽野依良治（2001年化学賞）▽小林誠（08年物理学賞）▽山中伸弥（12年医学生理学賞）▽本庶佑（18年医学生理学賞）▽吉野彰（19年化学賞）の6氏。それぞれが、自身の研究や学生時代の思い出を話した。

野依氏は、湯川秀樹博士との「一枚の手ぬぐい」をめぐるエピソードを語った。小学5年のとき、日本人初のノーベル賞を受賞した湯川博士に憧れて科学者を志した。手ぬぐいは、湯川博士がコロンビア大学在籍時に研究室の机のテーブルセンターとして使用していた。05年にその研究室を使っていたノーベル物理学賞受賞者のT・D・リー（李政道）博士を訪ねたときに贈られ「宝物」になったという。

また、「（ノーベル化学賞を受賞した）福井謙一先生から、論文は引用されているうちは本物でない。世界中の人が知っている相対性理論のように引用されなくなって初めて一流の研究と教えられた」と話し、若い研究者を激励した。

山中氏は「iPS細胞　進捗（しんちょく）と今後の展望」をテーマに事前収録の動画で参加。再生医療や薬の開発、新型コロナウイルスの研究にも使われていることを紹介した。

京大の前身、京都帝国大学は1897（明治30）年に創立。東京に続き2番目にできた帝国大学だ。木下広次初代総長は大学人の持つべき自主性の意義を説き、大学は「自由の学風」を伝統としてきた。1947（昭和22）年には京大に改称し、49（昭和24）年には第三高校・付属医学専門部と統合して新制大学となった。

19日午前10時～午後4時は、同じ会場で研究者約30組が研究を紹介し参加者と対話する「アカデミックデイ」が開かれる。参加自由。

・NTT、自宅から飛行機出社 OK　テレワーク基本、対象３万人

＜共同通信　2022 年 6 月 18 日＞　https://nordot.app/910804282154778624?c=39546741839462401

従業員のテレワークを推進している NTT が、自宅やサテライトオフィスでの勤務を基本とし、出社する際は「出張扱い」として飛行機の利用も認める新たなルールを 7 月に導入することが 18 日、分かった。対象は約 3 万人で、国内ならどこでも居住できる。出社時の交通費に上限はなく、宿泊費も出す。多様な働き方を提案し、優秀な人材を確保する狙いがある。

メルカリなどの IT 企業もテレワークを原則とした働き方を取り入れている。日本有数の巨大企業グループが抜本的な働き方改革に踏み切ることで、他の企業にも影響を与えそうだ。

****

[付録]

◇原発事故で国の責任認めず 最高裁 避難者の集団訴訟で初の判断　*上記［1］関係*

＜NHK　2022 年 6 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220617/k10013675841000.html

福島第一原子力発電所の事故で各地に避難した人などが、国と東京電力に損害賠償を求めた 4 件の集団訴訟で、最高裁判所は「実際の津波は想定より規模が大きく、仮に国が東京電力に必要な措置を命じていたとしても事故は避けられなかった可能性が高い」と判断し、国に責任はなかったとする判決を言い渡しました。

原発事故の国の責任について最高裁が統一的な判断を示すのは初めてで、全国各地で起こされている同様の訴訟に影響するとみられます。

判決が言い渡されたのは、原発事故のあと各地に避難した人などが国と東京電力を訴えた集団訴訟のうち、福島、群馬、千葉、愛媛の 4 つの訴訟です。

東京電力の賠償責任は確定していて、2 審で判断が分かれた国の責任について最高裁判所が審理していました。

焦点は国の地震調査研究推進本部が、東日本大震災の 9 年前、2002 年に公表した『長期評価』の信頼性で、これを踏まえ国が、巨大津波を予測できたか、東京電力に対策をとらせていれば事故を防げたかどうかが争われました。

17 日の判決で、最高裁判所第 2 小法廷の菅野博之裁判長は「現実に発生した地震は長期評価に基づいて想定される地震よりはるかに規模が大きかった。津波も試算より規模が大きく、到来した方角も異なり、仮に国が東京電力に必要な措置を命じていたとしても大量の海水の浸入は避けられなかった可能性が高い」と述べ、原発事故について国の責任はなかったとする判断を示しました。

4 人の裁判官のうち、1 人は結論に反対しました。

原発事故の国の責任について最高裁が統一的な判断を示すのは初めてで、全国各地で起こされている同様の訴訟に影響を与えるとみられます。

裁判の争点

争点は

▽国が、巨大な津波が来ることを震災前に予測できたか。

▽予測できた場合、

東京電力に有効な対策をとらせていれば事故を防げたかどうかでした。

「長期評価」が焦点

その中で地震や津波などの専門家でつくる「地震調査研究推進本部」が、2002 年 7 月に公表した「長期評価」が焦点となりました。

「長期評価」は、過去の地震などを踏まえて将来、大きな地震や津波が起きる地域や発生確率の推計で、この「長期評価」に基づいて、東京電力の子会社が原発事故が起きる 3 年前の 2008 年に福島第一原発に到達する津波の高さを試算しました。

試算の結果、津波の高さは当時、東京電力が想定していた最大 5.7 メートルを、大きく上回る最大 15.7 メートルで、現場の担当者からは対策が必要だとする声もあがっていました。

一方で、専門家の一部から「長期評価」の信頼性を疑問視する意見もあったことなどから、これまで津波高さを評価してきた土木学会という別の組織に研究を委ね、対策は具体的に進みませんでした。

裁判では、国と東京電力が原発事故が起きる前の段階で、大きな津波を伴う巨大地震を科学的な根拠に基づいて見通せたかが焦点の 1 つで、「長期評価」がその根拠と言えるかどうかが争われました。

判決の詳細

判決は、争点となっていた長期評価の信頼性や、震災前に巨大津波を予測できたかどうかについては明確な判断を示しませんでした。

ポイントとなったのは「対策をとらせていれば事故は防げたのか」という観点です。

想定や試算と実際の地震や津波の規模が大きくかけ離れていたことを重視しました。

判決はまず、国が長期評価に基づいて東京電力に適切な措置を講じるよう命じていた場合、長期評価で想定される最大の津波を前提に防潮堤を設置した可能性が高いという考えを示しました。

そのうえで、仮に防潮堤が設置されていたら事故が防げたかどうか検討するため地震や津波について想定と実際の規模などを比較。

長期評価で示された地震の規模がマグニチュード 8.2 前後だったのに対し、実際の地震の規模は 9.1 だったことから、「実際の地震は長期評価で想定される地震よりはるかに大きかった」と指摘しました。

さらに津波についても

▽長期評価に基づく試算では浸水の高さは 2.6 メートルかそれ以下だったのに、実際は 5.5 メートルとはるかに上回っていたこと

また、

▽想定されていなかった敷地の東側からも大量の海水が浸入していたこと

を挙げ、「防潮堤を設置しても大量の海水の浸入を防げなかった可能性が高い」と判断しました。

そして「国が権限を行使して東京電力に適切な措置を講じさせていても事故が発生する可能性は相当あるといわざるをえない」として、国の責任を否定しました。

また、千葉と愛媛の訴訟の２審判決は「防潮堤の設置に加え、浸水対策を合わせてとることを前提に国が規制の権限を行使していれば事故は防ぐことができた」と判断していましたが、これについても「原発事故の前に原発の主な津波対策として敷地が浸水することを前提とした防護措置が採用された実績はうかがえない」などとして判断を覆しました。

裁判長 結論に賛成の立場で補足意見

裁判長を務めた菅野博之 裁判官は、結論に賛成の立場で補足する意見を述べ、今の法律での救済の難しさをにじませました。

意見の冒頭で菅野裁判官は「原発事故により膨大な数の住民が避難を余儀なくされ、家や仕事を失い、生活を破壊され、学校や地域とのつながりを失った。精神的、財産的損害は前例をみないほど甚大で、救済は現在も大きな課題だ」と述べました。

そして「原発は国を挙げて推進したものなのだから、今回の事故のような大規模な災害が生じた場合は、本来、国は電力会社以上にその結果を引き受け、過失の有無に関係なく、被害者の救済における最大の責任を担うべきだ」という考えを示しました。

しかし、法律上の判断は被害者の救済とは異なるとして「実際に起きた地震と津波があまりに大きく、長期評価を前提に行動したとしても事故を回避できたと判断するには無理があると言わざるをえない」と述べました。

裁判官の意見は３対１で分かれる

国の責任を認めるかどうか、判決を出した４人の裁判官の意見は３対１で分かれました。

このうち検察官出身の三浦守裁判官は、国には責任があったとする反対意見を述べました。

反対意見では「『長期評価』は、地震防災対策の強化を図るためにそれまでに得られた科学的・専門技術的な知見を用いて適切な手法で策定されていて、基本的な信頼性は担保されていた」として、長期評価の信頼性を認めました。

そのうえで「長期評価の公表後、国がみずから、または東京電力に指示をして、津波を試算していれば、最大で15.７メートルの高さの津波が襲来することが想定され、今回と同様の事故が発生するおそれがあることは明らかだった」と指摘し、国は事故のおそれを予測できたと指摘しました。

そして「国も東京電力も対策を適切に検討しなかったことは明らかで、住民の生存や生活を守るための法律がないがしろにされていたというほかない。事故は回避できた可能性が高く、国が対策を命じなかったことは違法だ」と述べました。

また、国の責任を否定する多数意見に賛成した弁護士出身の草野耕一 裁判長は、補足する意見を述べ「仮に長期評価を前提に国が規制の権限を行使して事故を防ぐための措置を命じ、東京電力が行ったとしても事故が発生した可能性はかなりあった。規制を行わなかったことと事故という結果に因果関係は認められない」としています。

原告団「残念だ」「許せない」

判決のあと、福島と群馬、千葉、愛媛の４件の集団訴訟の原告などが、東京都内で記者会見を開き、国の責任を認めなかった判決ついて「残念だ」とか「許せない」などと憤りの思いを話しました。

このうち、福島訴訟の原告団の団長を務める中島孝さんは「私たちのように原発事故による放射線におびえながらも避難をする手立てもなく福島県内にとどまった人は多くいます。原発事故による“生きる苦難”がいまも続いている中できょうの判決は絶対に許せないです」と話していました。

また、群馬訴訟の原告の丹治杉江さんは「避難して11年間、原発事故で失ったものや取り戻せないものはたくさんあります。国に謝ってほしい。償ってほしい。実態に見合った救済を進めてほしいと思ってきて、わずかな光として裁判所が事故の責任を明らかにしてくれると信じていました。判決は残念でならず、国民を守らない国に原発を動かす資格はないと思います」と話していました。

千葉訴訟の原告代表を務める小丸哲也さんは「まことに残念な判決でした。原発は絶対安全・安心と国と東電が言い続け、それを信じていたのに災害が起き、避難を余儀なくされている。なぜ、安全・安心と言っていたのか国の判断は正しかったのか裁判所に国の責任を認めてほしかった」と話していました。

愛媛訴訟の原告の渡部寛志さんは「私たちは、苦しい生活から早く抜け出したい。前に進みたいという切実な願いを持ちながらも国がこれまで応じてくれなかったために司法に頼ってきました。東電だけに責任を負わせて終わらせてしまうのでは、原発事故を起こした社会の誤りも正せないまま終わってしまいます。非常に許せない判

決でした」と話しました。

原告弁護団「全く受け入れられない」

判決のあと、福島訴訟の弁護団の馬奈木厳太郎弁護士が最高裁判所の前に集まった原告や支援者に向けて判決への受け止めを述べました。

このなかで馬奈木弁護士は「国の責任を認めない判決は、全く受け入れられない。結論だけでなく、判決に至る判断の過程も原発事故の被害に全く向き合っていない。この判決が全国で行われている同様の訴訟に影響を及ぼすことがあってはならないし、この判決を乗り越えるために最後まで戦っていきましょう」と述べ、憤りをあらわにしていました。

全国各地から集まった原告や支援者からは「ふざけるな」といった声があがったり、涙を流したりする姿も見られました。

弁護団は、国の責任を認めない判決を想定していなかったとして、裁判所の前で判決の内容を紙に掲げる旗出しは行いませんでした。

松野官房長官「福島の復興、再生に全力で取り組む」

松野官房長官は、午後の記者会見で「最高裁判所において、国の規制権限の不行使が違法とは言えないとする判決が出されたと承知している。引き続き、被災された方々に寄り添って、福島の復興、再生に全力で取り組んでいきたい」と述べました。

東京電力「責任を痛感」

最高裁判所の判決を受けて東京電力は「原発事故により、今なお、福島の皆さまをはじめ広く社会の皆さまに、大変なご負担とご迷惑をおかけしていることに心から深くおわび申し上げます。当社の起こした事故が地域の皆さまにもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者としてその責任を痛感するとともに、原告の皆さまに対し、心から深く謝罪いたします。あのような事故を起こしたことを深く反省し、二度とこうした事故を起こさぬよう、根本原因や背後要因を詳細に分析し、事故の反省と教訓を全社の事業活動に生かす取り組みを進めております。当社にとって『福島への責任の貫徹』は最大の使命です。その責任を果たすために存続を許された会社であることを改めて肝に銘じ、福島のために何が出来るのか考え続け、引き続き、『復興と廃炉の両立』『賠償の貫徹』に向けて、全力で取り組んでまいります」とコメントしています。

原子力規制委 更田豊志委員長「規制の不断の見直しに努める」

最高裁判所の判決を受けて原子力規制委員会は更田豊志委員長の談話を発表しました。

談話では「原子力規制委員会は、東京電力福島第一原発の事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために設置されました。判決においては規制権限不行使に関する国家賠償法上の違法性は認められませんでしたが、各種の事故調査報告書において、従前の原子力規制に関し、自然の脅威に対する備えが不十分であり、新たな科学的知見を規制に取り入れるためのバックフィット制度がないなど種々の問題点が指摘されてきました。規制委員会は、従前の原子力規制に対する深い反省のもと、これまで、地震、津波を始めとする自然現象に対する備えの強化や過酷事故への対策を盛り込んだ新規制基準の策定、新たな科学的知見を規制に取り入れるためのバックフィット制度の運用など事故の教訓を規制に生かすための取り組みを行ってきました。規制委員会は、引き続き、自然の脅威に謙虚に向き合い、新たな知見の収集を怠らず、規制の不断の見直しに努めてまいります。また、福島の復興に向け、福島第一原発の廃炉作業が安全かつ着実に進むよう、原子力規制の立場から十分な監視や指導などを行ってまいります」としています。

専門家「争点をそらした判決」

民法が専門で原発事故などの賠償問題に詳しい立命館大学の吉村良一名誉教授は「『長期評価』の信頼性や、巨大な津波が襲うことを予測できたかについて明確な判断を示しておらず、争点をそらした判決だ」としています。

そのうえで「被害を救済するために何をすべきかと考えれば、争点をそらすような判断をすることはないはずだ。10 年間、被災者に対して国が積み上げてきた支援や、将来の原子力行政に影響が出ることを嫌ったのではないか」と指摘しました。

一方、4 件の訴訟では原発事故の賠償の目安として国の審査会が定めた基準を上回る賠償額が確定していることなどを踏まえ、「事故に関する国の法的な責任は否定されてしまったが、社会的、政治的な責任は変わらないし、今の基準を上回る賠償が認められている以上、基準の見直しの必要性も変わらない。判決の結果にかかわらず国

はまじめに対応してほしい」と話していました。

専門家「原子力規制委員会だけでなく協力体制が必要」

原子力規制庁の元幹部で、原子力の安全規制に詳しい長岡技術科学大学の山形浩史 教授は、17 日の判決について「不確かさが大きい自然現象にどう向き合うかを問いかけた判決だった。原子力の規制が地震が起きてもひび1つ入らないとか、津波が来ても海水を１滴も入れないという考え方で臨むと、議論が長期化したり、対策にすぐに結び付かなかったりしてうまくいかないので、工夫が必要だ」と指摘しました。

そのうえで、今後の規制の在り方については「国の責任が認められなかったからといって安心してはいけない。最新の知見を広く集めて理解し速やかに判断するのは難しい。高度な専門性を持つ人材の確保や速やかに共有する仕組みも欠かせないし、世界中の知見を集めるにはコストもかかる。原子力規制委員会だけではなく電力会社や大学などの協力を得られる体制を作る必要がある」と指摘しました。

専門家「電力会社の責任が大きくなった」

国の原子力委員会で委員長代理を務めた原子力政策に詳しい長崎大学の鈴木達治郎 教授は、17 日の最高裁判所の判決について「規制当局が最善を尽くしたかどうか判断されず残念だ」と述べました。

そのうえで「原発事故の責任が国にはないということは、電力会社の責任が法的にもモラル的にも大きくなったと考えなければならない。電力会社は、事故が起きた場合の責任はみずからにあることを認識しできるかぎりの対策を取る姿勢がこれまで以上に求められるようになる」と話していました。

また、原子力政策を進める国の責任について、鈴木教授は「今回の裁判はあくまでも安全規制の責任が対象で、原子力政策を進めてきた責任には触れられていない。この点については今後も引き続き議論する必要がある」と指摘しました。

――――――――――――――――――

◇プラスチック資源循環法における計画認定等に関する事業者向け説明会の開催について

＜環境省　2022 年６月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/111175.html

環境省では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に合わせ、令和４年３月 31 日に「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定申請の手引き」、「排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」及び「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」を公表しました。

今般、関連する事業者、地方公共団体の方に向けて、当該手引きの概要について解説するオンライン説明会を開催することとなりましたのでお知らせいたします。

概要

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行を踏まえ、「自主回収・再資源化事業計画」又は「再資源化事業計画」の認定申請を検討している事業者の方に向けて、申請のために必要な手続、認定の基準、認定後に実施すべき措置等の内容について解説するオンライン説明会、及びプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者の方に向けた「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項」について解説するオンライン説明会を開催することとなりました。

なお、「自主回収・再資源化事業計画」又は「再資源化事業計画」の説明会では、今後「自主回収・再資源化事業計画」又は「再資源化事業計画」の認定申請をしようとお考えの方向けに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」の概要を御説明するものです。既に計画内容を具体化し、経済産業省又は環境省に御相談いただいている事業者、地方公共団体におかれましては、改めて本説明会に御参加いただく必要はありません。

日時

(1) 自主回収・再資源化事業計画認定制度説明会

① ６月 24 日（金）10：00～11：30

② ６月 28 日（火）14：00～15：30

※２回とも同じ内容を説明します。

(2) 再資源化事業計画認定制度説明会

① ６月 27 日（月）14：00～15：30
② ６月 29 日（水）14：00～15：30
※２回とも同じ内容を説明します。

(3) 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断基準に関する説明会

① ７月１日（金）13：30～15：00
② ７月５日（火）13：30～15：00
③ ７月７日（木）13：30～15：00
※３回とも同じ内容を説明します。

対象者

(1)、(2)の説明会
・各計画の認定申請を検討している事業者
・地方公共団体

(3)の説明会
・排出事業者に該当する事業者、地方公共団体

資料

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_seizouhanbai_ninteishinsei.pdf

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_haisyutsu_ninteishinsei.pdf

(3) 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_haisyutu_handan.pdf

********** 以上 **********